

## 地域・在宅看護基礎知識Ⅱ

### 2回目

#### 在宅看護の制度



### 訪問看護サービスを提供する事業所

#### 1, 訪問看護ステーション

保健師または看護師が管理者となって運営する事業所で、看護師・准看護師・保健師・助産師などがある。また、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問看護師に代わってリハビリテーションを行っているところもある。

訪問看護ステーションは、利用者の主治医の所属機関を問わず、訪問看護指示書の交付によってサービスを提供する地域に開かれた独立した事業所である。

保険医療機関ではないが、介護保険や医療保険が使え、全国に約13,003カ所(2021年4月1日現在)で開設されている。

最近は駅や街角などでも、訪問看護ステーションの看板を多く見かけるようになり、利用しやすくなっている。

#### 2, 保険医療機関(介護保険法の、みなし指定訪問看護事業所)

病院や診療所で「訪問看護部門」を設けたり、外来部門が兼任するなどして保健医療機関から提供される訪問看護サービスがある。この場合、保険医療機関は、原則として介護保険法の「みなし指定訪問看護事業所」として扱われ、訪問看護ステーションと同じ介護保険や医療保険が使える。

#### 3, 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(みなし指定訪問看護事業所)

介護保険制度の地域密着型サービスの一つで、要介護者に定期巡回の訪問介護と訪問看護を一体的に24時間体制で提供するサービス。

#### 4, 看護小規模多機能型居宅介護(みなし指定訪問看護事業所)

介護保険制度の地域密着型サービスの一つで、要介護者に訪問介護、訪問看護、通所介護と宿泊サービスを複合したサービス事業所。

#### 5, 民間企業の訪問看護サービス(公的保険外)

民間の企業などが行う、医療保険制度・介護保険制度外の訪問看護サービスで、各種保険は適用されないが、訪問看護ステーションや病院・診療所からの訪問看護と同様、看護師等による訪問看護が受けられる。

利用料金等は、各サービス機関で規定されており、利用者との契約で行われるサービスで、オリジナルに富んだメニューが用意されている。

例えば、遠距離の外出支援や長時間の滞在、受診時の同行など公的保険では対応が難しい事案への対応も可能となる。

## 介護保険 指定訪問看護事業所の開設基準

介護保険法に基づき訪問看護事業所を開業するためには「1, 人員基準」「2, 設備基準」「3, 運営基準」の3つの指定基準を満たすことが必須である。

### 1, 人員基準

指定訪問看護事業所の人員配置において、保健師、看護師または准看護師の人数が常勤換算で**2.5人以上**でなければならない。常勤換算とは、そのステーションにおいて、4週間の勤務延べ時間数を、常勤が勤務すべき時間数で割った数字のこと。常勤が勤務すべき時間は各事業所によって異なり、管理者についても定めがある。管理者は保健師または看護師の資格者であることが条件で、必ず常勤専従職員でなくてはならない。

例) 週40時間勤務体制の事業所の場合、管理者と訪問看護員の1週間の合計勤務時間は「 $40 \times 2.5 = 100$ 時間」の必要がある。

### 2, 設備基準

事業の運営に必要な広さの部屋を準備する必要がある。同一敷地内に他事業所などがある場合は、運営に必要な広さを確保すること。また、面積以外でも設備基準があるので事務所を探す際に次の4つのポイントに注意すべき。

- 1. 事務所** 訪問看護専用の部屋を設けるのが理想的。同一敷地内に他の事業所がある場合は、事務スペースを明確に分ける必要がある。面積基準はないが、人数分の机や鍵付きの書庫は最低限必要。
- 2. 相談室** 受付や相談に対応する適切なスペースを確保する必要がある。事務所の一角を衝立などで区切って相談室とすることも可能だが、プライバシーに配慮することも必要。
- 3. 洗面台** 訪問から帰ってきた看護師は手指の洗浄、消毒を行うので、洗面台が必要。
- 4. 防災** 消火器等の位置も確認すること。指定を受けるには、法令に適合した安心・安全な建物であることが大前提。

### 3, 運営基準

人員と設備が確保できたら、しっかりとした運営体制を維持していくことが重要。そのため個々の事業所が運営基準を定める。

#### 運営基準について必要な文書

- |                            |                         |              |
|----------------------------|-------------------------|--------------|
| 1. 重要事項説明及び同意              | 2. 提供拒否の禁止              | 3. 提供困難時の対応  |
| 4. 受給資格等の確認                | 5. 心身の状況等の把握            |              |
| 6. 保健医療サービス及び福祉サービス提供者との連携 |                         |              |
| 7. 身分を証する書類の携行             | 8. 利用料                  | 9. 会計の区分     |
| 10. 指定訪問看護の基本取扱方針及び具体的取扱方針 |                         |              |
| 11. 主治医との関係                | 12. 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成 |              |
| 13. 利用者に関する公的医療保険者への通知     |                         |              |
| 14. 緊急時の対応                 | 15. 管理者の責務              | 16. 運営規程     |
| 17. 勤務体制の確保等               | 18. 秘密保持                |              |
| 19. 開設の掲示や広告方法             | 20. 苦情処理                | 21. 事故発生時の対応 |
| 22. 記録の整備                  | 23. 事業報告（運営の透明性確保）      |              |

## 介護保険で認められている特定疾病

1. 末期がん  
 2. 関節リウマチ  
 3. 筋萎縮性側索硬化症  
 4. 後縦靭帯骨化症  
 5. 骨折を伴う骨粗鬆症  
 6. 初老期における認知症  
 7. パーキンソン病関連疾患  
 8. 脊髄小脳変性症  
 9. 脊柱管狭窄症  
 10. 早老症  
 11. 多系統萎縮症  
 12. 糖尿病性疾患（しめじ）  
 13. 脳血管疾患  
 14. 閉塞性動脈硬化症  
 15. 慢性閉塞性肺疾患  
 16. 変形性関節症

**【介護保険・16の特定疾病】**

介護保険の第2号被保険者      介護保険の第1号被保険者

40歳以上65歳未満の人      65歳以上の人

16の特定疾病の  
何れかに  
かかっている人

第103回 訪問看護に関する制度について正しいのはどれか。

1. 平成12年(2000年)に老人訪問看護制度が創設された。
2. サービスを開始するときに書面による契約は不要である。
3. 訪問看護事業所の管理者は医師もしくは看護師と定められている。
4. 介護保険法に基づく訪問看護事業所の開設には都道府県の指定が必要である。

第103回 健康保険法による訪問看護サービスで正しいのはどれか。

1. サービス対象は65歳以上である。
2. 介護支援専門員がケアプランを作成する。
3. 末期の悪性腫瘍の療養者への訪問回数に制限はない。
4. 特定疾患医療受給者証を持っている者は自己負担額1割である。

第109回 訪問看護事業所で正しいのはどれか。

1. 24時間対応が義務付けられている。
2. 自宅以外への訪問看護は認められない。
3. 特定非営利活動法人(NPO)は事業所を開設できる。
4. 従事する看護師は臨床経験3年以上と定められている。

第98回 在宅看護の原則で正しいのはどれか。

1. 画一的なケアを提供する。
2. ケアは看護師が中心に行う。
3. 最終的な意思決定は家族が行う。
4. 個々のライフスタイルを尊重する。

第100回 在宅療養者を支援するチームケアで最も適切なのはどれか。

1. 多職種の参加が必須である。
2. 療養者はチームメンバーに含まれない。
3. チームリーダーの職種は規定されている。
4. 療養者が納得してケアを選択できるように支援する。

第95回 高齢者への訪問看護の目的で誤っているのはどれか。

1. 事故防止への援助
2. 家族介護負担の軽減
3. セルフケアへの支援
4. 居宅サービス計画の作成

第102回 入所者または居住者が公的保険による訪問看護サービスを受けることができるのはどれか。2つ選べ。

1. 乳児院
2. 介護老人保健施設
3. サービス付き高齢者向け住宅
4. 介護療養型医療施設
5. 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

第102回 要介護認定者が訪問看護を受ける際、医療保険から給付される疾病または状態はどれか。

1. 関節リウマチ
2. 在宅酸素療法を受けている状態
3. 人工呼吸器を使用している状態
4. 全身性エリテマトーデス(SLE)



## 次回予告

在宅医療への  
移行に伴う看護